

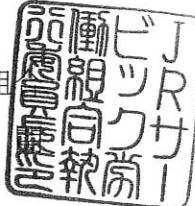
甲第11号証

J R サービック労「申」第6号

2024年8月1日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R サービック労働組
執行委員長 柳楽



就業規則の改正に関する申し入れ

2024年4月1日に就業規則が改正された。その別表第1（労働時間等）において、年間休日数120日に対する記事が変更されている。それは、「本社及び会社が指定する社員に適用する。始終業時刻がこれによれない場合は個々に指定する。」との文言から、「本社及び」が削除されている。そこで、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意をもって回答すること。

記

- 「本社及び」との文言を削除した理由を明らかにすること。
- 1日基準労働時間が7時間45分で同じなのに、年間休日数が、120日と113日と違う理由を明らかにすること。

以上